



業務上災害に起因するさまざまなリスクを総合的に補償します

最大
約**58%**
割引

※被保険者数割引
20%、損害率によ
る割引30%、リスク
診断割引25%適用
した場合

全国商工会議所の 業務災害補償プラン

タフビズ業務災害補償保険



新たなリスクに備えた5つの補償

労災認定身体障害追加補償

政府労災で認定された精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺などを補償対象とします。

事業者費用補償

補償対象者の身体障害などにより、事業者が臨時に負担した葬儀費用などを補償します。

コンサルティング費用補償

補償対象者が業務に従事中に身体の障害を被ったまたは被ったと疑われる場合に、事業者が負担した弁護士相談費用等のコンサルティング費用を補償します。

メンタルヘルス対策費用補償

政府労災で認定された精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策にかかった費用を補償します。

雇用慣行賠償責任補償

補償対象者が被った差別的行為、ハラスメント、不当解雇等の不当行為または第三者が被った第三者ハラスメントに起因して事業者が負担する賠償損害を補償します。

保 険 期 間

加入始期月1日午後4時～翌年同月1日午後4時

加入は毎月受付中！

お申込み月の翌月1日～1年間の保険期間でご加入いただけます

日本商工会議所

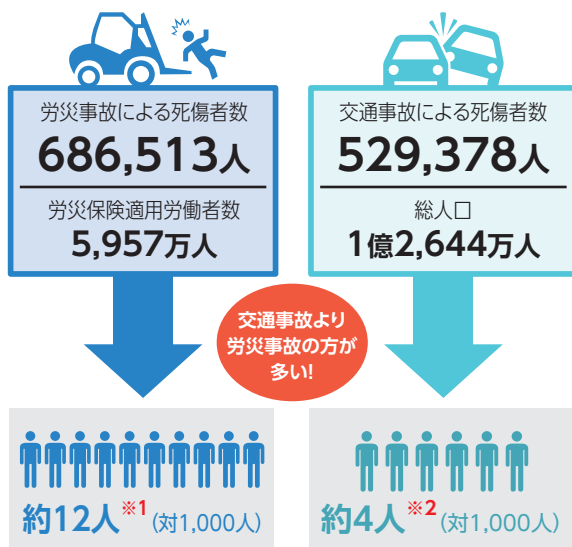
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

求められる労務リスクへの対応

業務に起因するケガや病気の場合、 高額な損害賠償を求められる可能性があります。

労災事故の発生率は 交通事故よりも高い

平成30年度 労災事故と交通事故の
死傷者発生率



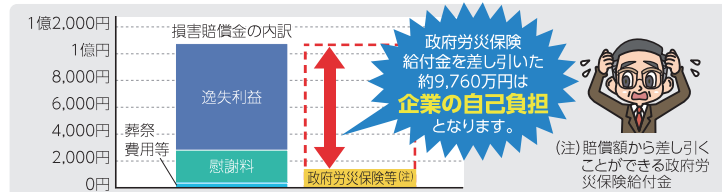
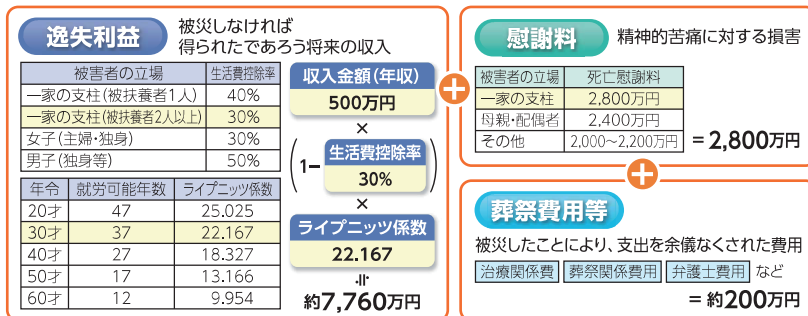
※1 厚生労働省「平成30年度労災保険事業年報」
※2 警察庁交通局「平成30年度中の交通事故の発生状況」、
総務省「平成30年度人口推計」

損害賠償金の額が 高額化するケースも

業務中の事故で大けがをして後遺障害を負った場合や長時間労働による過労自殺で労災認定された場合などには、企業の負担する賠償額は高額になってきます。

例えば、一家の支柱が死亡し、訴訟となった場合

試算条件 30才 男性 年収500万円 被扶養者2名

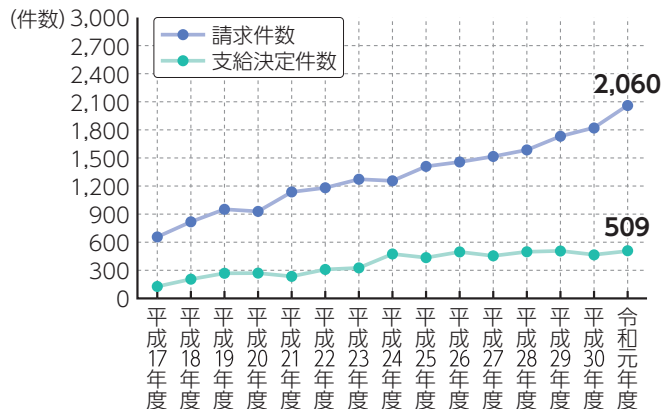


死亡補償保険金、後遺障害補償保険金等での不足額を使用者賠償責任補償で対応します!(詳細は3ページで)

精神障害(うつ病等)による労災請求が 年々増加の傾向にあります

精神障害等労災補償状況

精神障害の労災認定件数は年々増加しています。
また、近年労働関係法令の成立・改定で事業者は、
より厳格な労務管理を求められています。



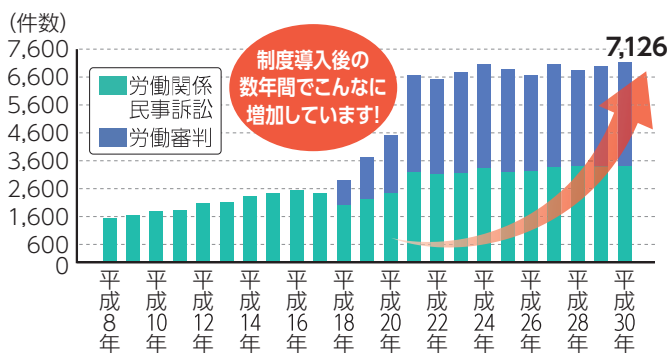
厚生労働省報道発表資料

労災認定身体障害追加補償で対応します!(詳細は3ページで)

労働紛争は年々 増加の傾向にあります

労働関係民事訴訟・労働審判新受件数

労働審判等の紛争解決手段の多様化や雇用問題を取り扱う弁護士が増加などにより、労働紛争は年々増加しています。
都道府県労働局に寄せられる民事上の個別労働紛争相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が一番多く、そのような職場での不当行為に業務執行性があると認められれば会社が責任を問われることになります。



厚生労働省報道発表資料

雇用慣行賠償責任補償で対応します!(詳細は3ページで)

1 ▶ 日本商工会議所のスケールメリット等で**最大約58%割引**となります! (①・②すべて適用の場合)

① 被保険者数割引20%／損害率による割引30%

$[1-20\% \text{ (被保険者数割引)}] \times [1-30\% \text{ (損害率による割引)}] = 0.56$ ▶ **最大44%割引**となります。
※被保険者数割引20%、損害率による割引30%は、毎年10月1日を基準日として決定する割引です。

▼ さらに事業者ごとに以下の割引があります。

② リスク診断割引

当社所定の告知用質問事項回答書に記載された質問項目にご回答いただくことにより、**最大25%**までの割引を適用します。

$[1-20\% \text{ (被保険者数割引)}] \times [1-30\% \text{ (損害率による割引)}] \times [1-25\% \text{ (リスク診断割引)}] = 0.42$
▶ **最大約58%割引**となります。詳細は5ページでご確認ください。

2 ▶ 使用者賠償責任補償は**役員個人の損害賠償責任も補償**します!

※事業者である記名被保険者のほか次の方も被保険者となります。

① 記名被保険者の役員等 ② 記名被保険者の下請負人(建設業の場合)

3 ▶ 保険金(ケガの補償)は、**政府労災認定とは別**にお支払いします!

※保険金のお支払いは、政府労災認定とは連動しないため、政府労災の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。

4 ▶ 政府労災で認定された**精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺など**を補償対象とします!

※労災認定身体障害追加補償でお支払いします。

5 ▶ **パワハラ、セクハラ、不当解雇、差別的行為**による事業者、役員・使用人の法律上の賠償責任を補償します!

※ワイドプランまたはフリープランの特約にて補償されます。

6 ▶ 派遣、委託作業者はもちろん、**下請負人も補償**します!

※貨物自動車運送業の傭車運転者は1次下請(1次委託)人に限ります。建設業の下請負人は数次の下請負人を含みます。

7 ▶ 建設業の場合、**「経営事項審査制度」での加点評価の対象**とすることができます!

(※本プランは国土交通省の告示に規定されている法定外労働災害補償制度の定義に合うように設計していますが、審査時の加点を保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。)

8 ▶ 業務中の**地震・噴火、これらによる津波等の天災によるケガ等**も補償します!

※フリープランの特約にて補償されます。

9 ▶ **「売上高方式」と「人数方式」**の2パターンの契約方式により、雇用形態に合わせた合理的な保険料算出が可能です!

① 売上高方式 ▶ 売上高から保険料を算出します。

② 人数方式 ▶ 補償対象者数から保険料を算出します。実際の勤務時間、勤務日数から保険料算出の基礎となる補償対象者数を算出することもできます。

業務上災害への補償

補償の対象となる業務従事者の業務に起因するケガや病気により

基本の補償		業務上災害に加えてハラスメント等の不当行為に起因する賠償事故も補償できるワイドプランをおすすめしています。		オススメ	
				ワイドプラン	ベーシックプラン
	死亡補償保険金 例 高所作業中に誤って転落した作業員が死亡した。	事故日から180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。	→	○	○
	後遺障害補償保険金 例 工場で作業中、機械に巻き込まれて指を切断した。	事故日から180日以内に後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。	→	○	○
	入院補償保険金 例 貨物の下敷きとなり全身を強打した従業員が入院した。	事故による身体障害のために入院した場合に、入院した日数に応じて保険金をお支払いします。	→	○	○
	手術補償保険金 例 調理中に大やけどを負った従業員の手術が必要となった。	事故日から180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。	→	○	○
	通院補償保険金 (実通院のみ) 例 従業員が作業中に転倒し靱帯を損傷、通院した。	事故による身体障害のために通院した場合に、通院した日数に応じて保険金をお支払いします。	→	○	○
	労災認定身体障害追加補償※1 例 長時間労働により急性脳症を発症。労災認定され、入院・手術にかかった費用を負担した。	政府労災で認定された精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺などを補償対象とします。	→	○	○
	使用者賠償責任補償 例 従業員が業務中に死亡、遺族から管理責任を問われた。	業務中の補償対象者の身体の障害により事業者が負担する賠償損害を補償します。	→	○	○
	事業者費用補償※2 例 労災事故により死亡した従業員の葬儀費用を負担、代替者の求人・採用活動を行った。	補償対象者が身体障害を被ったことにより、事業者が負担した葬儀等の費用や再発防止のためのコンサルティング費用などを補償します。	→	○ (ワイド・実損型)	○ (ベーシック・実損型)
	特定感染症対応費用補償 (事業者費用補償特約用) 例 従業員が特定感染症に感染し、発病した。	補償対象者が特定感染症に感染し、保険期間中に発病した場合に、その発病の日から180日以内に負担した葬儀費用や消毒費用などを補償します。	→	○	×
	コンサルティング費用補償 例 従業員が業務中に負ったケガについて会社の責任の有無などを弁護士に相談した。	補償対象者が業務に従事中に身体の障害を被ったまたは被ったと疑われる場合に、事業者が負担した弁護士相談費用等のコンサルティング費用を補償します。	→	○	○
	メンタルヘルス対策費用※1 例 うつ病で休職していた従業員の職場復帰を支援するための対策を実施した。	政府労災で認定された精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策等にかかった費用を補償します。	→	○	×
	雇用慣行賠償責任補償 例 職場での立場を利用した嫌がらせにより退職せざるを得なくなったとして、会社の管理責任を問われた。	補償対象者が被った差別的行為、ハラスメント、不当解雇等の不当行為または第三者が被った第三者ハラスメントに起因して事業者が負担する賠償損害を補償します。	→	○	×

■ フリープランの設計も可能です。フリープランには、使用者賠償責任補償特約が自動セットされています。

※1 政府労災の認定を受けたものに限りです。

※2 ベーシックプランとワイドプランで補償範囲が異なります。また、フリープランでは実損型以外に定額型もお選びいただけます。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

事業者が支出する費用を補償します。



オプション補償

別に定める特約保険料を払い込みいただくことでセットできる特約があります。ケガや病気などにより以下のような費用負担が発生するケースもあります。オプション補償で補償の拡充をご検討ください。

特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約

補償対象者が特定感染症に感染し、保険期間中に発病したことにより、記名被保険者が被る損害に対して保険金を支払う特約です。

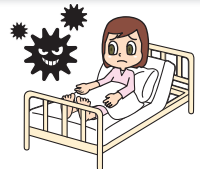
- ア.発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合
 - イ.発病の日からその日を含めて180日以内に入院した場合
 - ウ.発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)した場合
- ※指定感染症に指定されている新型コロナウイルス感染症についても補償対象となります。

業務中・業務外問わず
補償!

労災認定を待たずに
支払い可能!

具体例

従業員が特定感染症に感染して発病、入院した。(感染経路は特定できなかった。)



① 天災危険補償特約 / ② 天災危険補償(使用者賠償用)特約

- ① 普通保険約款で、保険金支払の対象とならない事由として定めている身体障害についても、保険金をお支払いする特約です。



- ② 「使用者賠償責任補償特約」で保険金支払の対象とならない事由として定めている、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金をお支払いする特約です。

具体例

業務中の地震発生時、避難誘導が誤っていたために従業員が死亡。安全配慮義務違反を問われ、遺族から損害賠償請求された。



特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約

特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約では、従業員等が特定疾病(八大疾病および精神障害)による休業や介護休業を取得した際の企業が負担するさまざまな費用を補償します。

① 休職者の社会保険料	「健康保険料」「厚生年金保険料」「介護保険料」など休職中にも生じる社会保険料の企業負担分を補償します。
② 休職者へのお見舞い費用	休職者に対して行うお見舞いに関わる費用を補償します。
③ 求人・採用費用	休職している間の代わりの人材を求人・採用するためにかかる費用を補償します。
④ 代替人材の外注費用	休職者の業務を代替するために外注費用(派遣会社への外注費など)を補償します。
⑤ 職場環境整備費用	休職者の復職にあたり、バリアフリー化をするなどの職場環境を整備するための費用を補償します。

具体例

従業員がうつ病で長期間休職。代替人材を採用するための費用が発生した。



被災労働者支援費用補償特約

従業員等が業務中に身体障害を被ることで就業不能となった場合に、事業者が負担する費用を補償する特約です。

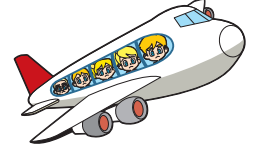
外国人労働者の場合、治療、親族への謝罪・説明を行うにも居住先が遠方となるため、交通費だけでも大きな負担となります。

【同時セットが必須の特約】
・死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約
・事業者費用補償(ベネフィット・実損型)特約または事業者費用補償(ワイド・実損型)特約

項目	費用
療養のために、一時帰国する費用	片道5万円
治療や労災手続等のやり取りにかかる通話料(国際電話)・郵送代	約5万円 (通話は、1か月3時間として計算)
看病を行うために、親族が来日する費用	往復10万円 宿泊費5万円 (看病のため複数日宿泊)

具体例

外国人従業員が労災事故により入院し就業不能となり、生活補助のため来日した親族の交通費等が発生した。



就業不能とは 身体障害を被り、その治療のため入院していることまたは治療を受けていることにより就いていた業務または職務を果たす能力を全く失っている状態をいい、補償対象者が業務または職務に従事した場合等を除きます。例えば、身体障害を被ったため出勤できず在宅勤務をする場合は、「就業不能」には該当しません。

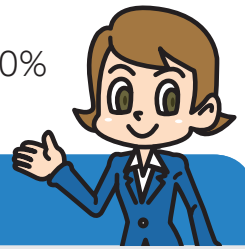
基本の補償内容を拡大する特約

	具体例		具体例
医療費用補償保険金	医師の指示により行った治療に関する費用や病院等に支払った費用など、治療のために負担した費用を補償します。	退院時一時補償保険金	15日以上入院した後に退院した場合、または入院日数が365日を超えた場合に退院時一時補償保険金をお支払いします。 ^(注)
入院時一時補償保険金	2日以上入院した場合に入院時一時補償保険金をお支払いします。 ^(注)	休業補償保険金	身体障害により、事故日から180日以内に就業不能となった場合に、補償期間を限度として休業補償保険金をお支払いします。
長期療養補償保険金	入院日数が60日または120日を超えた場合に長期療養補償保険金をお支払いします。 ^(注)		退院時に車いすを使用しており、帰宅の際にタクシーを利用するなどの出費がかさんだ。
			長期間の入院により有給休暇を消化、一家の収入が減少した。

(注)入院補償保険金をお支払いする場合に限ります。

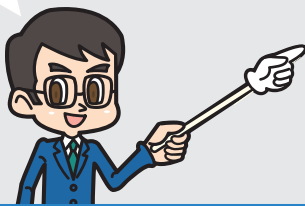
リスク診断割引

安全管理状況の良好な事業者の場合は、被保険者数割引20%、損害率による割引30%に加えて、以下の割引制度をご利用いただけます。



リスク診断割引の適用範囲

安全管理状況の
良好な事業者様は
保険料がさらにおトクに



項目1～4に該当する場合

最大 **20%** 割引

さらに項目5に該当する場合

最大 **25%** 割引



被保険者数割引20%
損害率による割引30%

	リスク評価に関わるご質問	割引率
1	保険契約締結時点で、ISO9001、ISO14001、ISO22000、ISO45001、HACCPのいずれかの認証を取得済(全事業所・一部事業所を問いません)ですか。 ■ 2018年に策定した労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格で、労働に関連する負傷と疾病の防止等が狙いです。	10%
2	安全衛生管理規定を作成している、または中小企業庁「事業継続力強化計画」の認定を受けていますか。 事業継続力強化計画 ■ 中小企業が策定した防災・減災等の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。 ■ 認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加算などの支援策が受けられます。	5%
3	「ゼロ災運動」、「危険予知訓練(KYT)」等、職場の安全管理に取り組んでおり(中央労働災害防止協会への登録の有無は問いません)、文書(電子媒体形式を含みます)により、その記録が確認できますか。	5%
4	保険契約締結時点の自動車保険の割引が以下の条件に該当しますか。(引受保険会社は問いません)。 フリート契約の場合・・・優良割引20%以上 ノンフリート契約の場合・・・全車7等級以上 ^(注)	10%
5※	経済産業省「健康経営優良法人認定制度」または厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」または国土交通省「運転者職場環境良好度認証制度」(三つ星)のいずれかの認定を受けていますか。 (全事業所・一部事業所を問いません) 運転者職場環境良好度認証制度(通称:働きやすい職場認証制度) ■ 長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者を認証し、自動車運送業者の取組状況を「見える化」する制度です。 ■ 一つ星から三つ星の3段階で認定され、リスク診断割引の対象は三つ星のみとなります。 健康経営優良法人認定制度 ■ 地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業、医療法人等の法人を顕彰する制度です。 ■ 本認定制度は、規模の大きい企業や医療法人を対象とした「大規模法人部門(健康経営優良法人～ホワイト500～)」と、中小規模の企業や医療法人を対象とした「中小規模法人部門(健康経営優良法人)」の2部門に分け、それぞれの部門で「健康経営優良法人」が認定されます。 安全衛生優良企業公表制度 ■ 労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業を認定・企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。 ■ この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。	5%

※ 項目5が「はい」の場合は最大25%割引となり、「いいえ」の場合は最大20%割引となります。

(注)業務災害補償プランの更改契約または中途更改後の新契約で、直前の契約期間中に新規取得した6等級の車両がある場合、他の全車両が7等級以上のときは、全車7等級以上とします。

3つのサービスでサポート

経営者、人事労務担当者を3つのサービスでサポートします。

人事労務担当者向けサービス

ご利用時間：平日10時～17時（土日・祝日、12/25～1/5を除きます）

労災で増加傾向のメンタルヘルス問題の解決に向け、支援します。

メンタルヘルスサポート



メンタルヘルス職場サポート	メンタルヘルス休職・復職サポート	メンタルヘルス労働安全衛生情報提供サービス
メンタルヘルスに関する職場へのサポートや環境改善などについて臨床心理士等が電話でアドバイスします。	従業員の休職・復職に関するご相談に、メンタルヘルスの視点から臨床心理士等が電話でアドバイスします。	お客さまのご希望により、安全衛生委員会等で必要なメンタル関連情報を四半期ごとに配信します。
▶ 人事労務担当者（経営者）のメンタルヘルスに関するご相談に電話でアドバイス		

経営者向けサービス

ご利用時間：平日13時～17時（土日・祝日、12/25～1/5を除きます）

法律・税務・人事労務などの経営に関する相談に対応します。

経営セカンドオピニオン



法律のご相談	税務のご相談	人事労務のご相談
取引先やお客さまとのトラブル、その他の法律問題に関するご相談に、弁護士が電話でアドバイスします（予約制）。	会社経営や事業承継などの税務に関するご相談に、税理士が電話でアドバイスします（予約制）。	雇用や労働条件などの人事労務に関するご相談に、社会保険労務士が電話でアドバイスします（予約制）。
▶ 経営に関するご相談に、頼りになる弁護士・税理士・社会保険労務士が電話でアドバイス		

- サービスをご利用いただける方は、保険契約者となります。ただし、保険契約が団体契約等の場合、被保険者も対象となります。
- なお、経営セカンドオピニオンについては、保険契約者または被保険者が法人の場合は、その法人の代表者となります。^(注)
- (注) 法人の代表者から委任を受けた担当者の方もご利用いただけます。
- サービスは日本国内のご相談が対象となります。

- 経営セカンドオピニオンのご利用は、メニュー（項目）ごとに保険期間中それぞれ5回までとなります（予約制）。
- 保険金請求にかかわる事故等のご相談、既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- 一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

ストレスチェックサポート

「ストレスチェックサポート」のご案内

ストレスチェック制度に示される「ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）」を実施するためのWeb環境（受検～結果出力）を無償でご提供するサービスです。

サービスの特長

1

厚生労働省が推奨する「職業性ストレス簡易調査票」（57項目）に準拠しています。

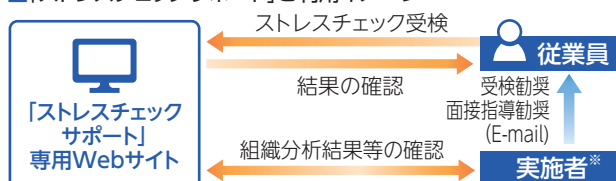
2

会社のPC以外に、自宅や出向先のPCやスマートフォン等でも利用可能です。

3

ストレスチェック未実施者への実施勧奨メールを送信する機能など、実施者（医師・保健師等）向けの管理機能が充実しています。

■「ストレスチェックサポート」ご利用イメージ



※実施者とは、労働安全衛生法で規定される「医師・保健師その他厚生労働省令で定められた実際にストレスチェックを実施する方」をいいます。

「ストレスチェックサポート」をご利用いただくための事前準備について

労働安全衛生法に則ったストレスチェックの実施には、お客さま（企業）側で以下の体制整備が必要となります。

ストレスチェック実施前の衛生委員会等での調査審議や方針表明、従業員への周知	ストレスチェックの実施者（医師、保健師等）、実施事務従事者、実務担当者の選定	面接指導を行う医師の選定
---------------------------------------	--	--------------

【ご注意】

- 「ストレスチェックサポート」は、あいおいニッセイ同和損保が委託する提携サービス会社をご提供します。
- 「ストレスチェックサポート」は、Webによりご提供します。使用機器や通信環境、ブラウザやセキュリティの設定等、ご利用環境によってはご利用いただけない場合があります。
- 社内でPCを共有する際は保存先を区分する等、個人情報の保護にご注意ください。
- 「ストレスチェックサポート」に関する詳細は、ご契約後にお渡しする「ストレスチェックサポート」サービスガイドでご確認いただくか、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

- サービスは事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- サービスは当社が委託している提携サービス会社をご提供します。
- 上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

ご加入にあたって

■ ご加入対象者(記名被保険者)

この保険は、商工会議所会員で政府労災保険に加入している事業者で、日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者の方が対象となります。団体の構成員でなくなった場合には、代理店・扱者または当社までご連絡ください。

申込締切日	加入始期月前月末日
保険期間 (ご契約期間)	加入始期月1日午後4時～翌年同月1日午後4時
(第1回目) 保険料引去日	加入始期月の翌月27日(注1)(注2)

(注1)金融機関休業日の場合は翌営業日

(注2)保険料のほか加入申込者ごとに制度維持費100円が毎月加算されます。

■ 保険契約者

この保険契約は日本商工会議所を保険契約者とし、各地商工会議所会員で政府労災保険に加入している事業者を加入者とする団体契約です。

■ 補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります。補償対象者の各区分は右記の契約方式の表のI～Ⅳのとおりとなります。ただし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とすることはできませんのでご注意ください。

✕	例えば、下記の方は補償対象者に含めることができません。		
	シルバー人材センター の会員・登録者	愛好会・クラブ等 の会員	労働組合 の組合員 など

■ 補償保険金

補償保険金※にてお支払いする保険金は、ご契約いただく支払限度額(補償額)にかかわらず、以下のいずれかが限度となります。

- ①記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合
記名被保険者がその規定等に基づき補償対象者または法定相続人に支給すべき金額
 - ②記名被保険者が災害補償規定等を定めていない場合
記名被保険者が補償対象者または法定相続人に支給するものとして保険証券に記載された金額
- ※「重要事項のご説明」冊子の補償内容の詳細 お支払いする保険金および費用保険金のご説明①基本構成の補償内容、④保険金の種類を追加する主な特約 ①被保険者が支出する補償金に関する特約に記載された各特約にてお支払いする保険金をいいます。

■ 契約方式

下記5/パターン契約方式があります。

売上高方式

人数方式

在籍者数方式 労働日数方式 労働時間方式 最大稼働人数方式

売上高方式

下表の区分I～Ⅳすべての方が補償対象者となります(区分を限定してお引受することはできません)。

人数方式

下表の区分I～Ⅳの範囲内で、任意に補償対象者を設定することができず(区分I～Ⅳの項目に限らず、役職名等の基準により補償対象者の範囲を設定することが可能です)。ただし、区分Ⅱの従業員の方は全員を対象にする必要があります(この場合でもパート・アルバイトの方については除外することができます)。

補償対象者区分	内 容
I 役員等	記名被保険者の役員等(事業主または役員をいいます)
II 従業員	記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます)
III 下請負人等	〈記名被保険者が建設業者の場合〉 下請負人※1およびその役員等および従業員 〈記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合〉 備車運転手※2およびその役員等および従業員
IV 派遣、委託業者等	I～III以外で、もっぱら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または記名被保険者が直接事業を行う現場内において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事する者

※1 建設業の下請負人は数次の下請負人を含みます。

※2 備車運転手は1次下請(1次委託)人に限ります。

■ ご注意いただきたい事項

- 被保険者数割引20%、損害率による割引30%は、毎年10月1日を基準日として決定する割引です。
 - 募集の結果、団体契約の要件※を満たせなかった場合は、一般契約としての再締結が翌月始期契約となる場合があります。
- ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- ※加入者数が2事業者以上であることが要件となります。本プランにおいては、各月の1日時点でその月の加入者数が2事業者以上であることが要件となります。

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

タフビズ業務災害
補償保険なら
30点!

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。ベルマークにより、学校に必要な備品・教材などの購入が可能です。

また、これらの購入代金の10%が「災害被災校」への援助や、海外の学校設備の充実などに活用されます。

あいおいニッセイ同和損保が協賛しているベルマーク運動は、災害被災校などに、教材や教育設備品の援助を行っています。



- このパンフレットは「業務災害補償プラン」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- タフビズ業務災害補償保険の「保険証券・普通保険約款・特約集」は保険契約者(日本商工会議所)に交付されます。
- 「業務災害補償プラン」の正式名称はタフビズ業務災害補償保険(業務災害補償保険)です。

商工会議所名

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

https://www.aioinissaydowa.co.jp/

【代理店・扱者】

● ご相談・お申込先